

盛岡市歴史的町家展示交流館条例別表に係る利用料金（条例第9条）

【通常利用料金】

(1) ホール

区分		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時30分まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時まで
入場料を徴収しない場合	土曜日及び休日	2,880円	4,560円	5,200円	7,440円	9,760円	12,640円
	準備撤去	2,080円	3,200円	3,680円	5,280円	6,880円	8,880円
	その他の日	2,560円	3,520円	4,560円	6,080円	8,080円	10,640円
	準備撤去	1,840円	2,480円	3,200円	4,320円	5,680円	7,520円
1,000円未満の入場料を徴収する場合	土曜日及び休日	3,200円	5,200円	6,400円	8,400円	11,600円	14,800円
	その他の日	2,880円	4,560円	5,440円	7,440円	10,000円	12,880円
1,000円以上2,000円未満の入場料を徴収する場合	土曜日及び休日	3,520円	5,440円	6,720円	8,960円	12,160円	15,680円
	その他の日	2,880円	4,880円	5,840円	7,760円	10,720円	13,600円
2,000円以上の入場料を徴収する場合	土曜日及び休日	4,240円	5,840円	7,680円	10,080円	13,520円	17,760円
	その他の日	3,520円	5,200円	6,080円	8,720円	11,280円	14,800円

備考

- 「入場料」とは、入場料、会費その他の名称のいかんを問わず、その催し物につき入場の対価として徴収する金銭をいう。
- 入場料の額に段階がある場合は、最高の入場料の額によりこの表を適用する。
- 営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合の利用料金の額は、2,000円以上の入場料を徴収する場合の利用料金の額の3倍に相当する額とする。
- 連続して4日間以上使用する場合は、【長期利用料金】の表を通用する。
- 専ら準備、撤去若しくは練習のために使用し、又は後刻の催しのために使用する場合の利用料金の額は、上記準備撤去の額とする。
- 音響・照明等を利用し、技術サポーターを必要とする場合は、1時間あたり1,000円を別途徴収する。
- 使用時間が止むを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超える場合の利用料金の額は、この表により算定した額に、その超える時間1時間につき、午前9時前の場合は午前9時から正午までの、正午から午後5時までの場合は午後1時から午後5時までの、午後5時後の場合は午後5時30分から午後9時30分までの使用時間区分の利用料金の額の時間割計算による額の1.5倍に相当する額を加算した額とする。この場合において、使用時間に、30分未満の端数があるときはこれを切り捨て、30分以上の端数があるときはこれを1時間に切り上げるものとする。

(2) 多目的広場 1時間までごとに500円とする。

盛岡市歴史的町家展示交流館条例別表に係る利用料金（条例第9条）

【長期利用料金（4日間以上連続使用）】

(1) ホール

区分		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時30分まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時まで
入場料を徴収しない場合	土曜日及び休日	2,020円	3,200円	3,640円	5,210円	6,840円	8,850円
	準備撤去	1,460円	2,240円	2,580円	3,700円	4,820円	6,220円
	その他の日	1,800円	2,470円	3,200円	4,260円	5,660円	7,450円
	準備撤去	1,290円	1,740円	2,240円	3,030円	3,980円	5,270円
1,000円未満の入場料を徴収する場合	土曜日及び休日	2,240円	3,640円	4,480円	5,880円	8,120円	10,360円
	その他の日	2,020円	3,200円	3,810円	5,210円	7,000円	9,020円
1,000円以上2,000円未満の入場料を徴収する場合	土曜日及び休日	2,470円	3,810円	4,710円	6,280円	8,520円	10,980円
	その他の日	2,020円	3,420円	4,090円	5,440円	7,510円	9,520円
2,000円以上の入場料を徴収する場合	土曜日及び休日	2,970円	4,090円	5,380円	7,060円	9,470円	12,440円
	その他の日	2,470円	3,640円	4,260円	6,110円	7,900円	10,360円

備考

- 「入場料」とは、入場料、会費その他の名称のいかんを問わず、その催し物につき入場の対価として徴収する金銭をいう。
- 入場料の額に段階がある場合は、最高の入場料の額によりこの表を適用する。
- 営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合の利用料金の額は、2,000円以上の入場料を徴収する場合の利用料金の額の3倍に相当する額とする。
- 連続して4日間以上使用する場合以外は、【通常利用料金】の表を適用する。
- 専ら準備、撤去若しくは練習のために使用し、又は後刻の催しのために使用する場合の利用料金の額は、上記準備撤去の額とする。
- 音響・照明等を使用し、技術サポーターを必要とする場合は、1時間あたり1,000円を別途徴収する。
- 使用時間が止むを得ない理由によりあらかじめ許可された利用時間を超える場合の利用料金の額は、この表により算定した額に、その超える時間1時間につき、午前9時前の場合は午前9時から正午までの、正午から午後5時までの場合は午後1時から午後5時までの、午後5時後の場合は午後5時30分から午後9時30分までの使用時間区分の利用料金の額の時間割計算による額の1.5倍に相当する額を加算した額とする。この場合において、使用時間に、30分未満の端数があるときはこれを切り捨て、30分以上の端数があるときはこれを1時間に切り上げるものとする。

(2) 多目的広場 1時間までごとに500円とする。4日以上連続使用の場合 日数×5,000円

盛岡市歴史的町家展示交流館条例施行規則別表に係る利用料金

区分		使用料	
		単位	金額
舞台設備	スクリーン	1 張	880 円
	演台	1 式	260 円
	めくり台	1 台	130 円
	司会台	1 台	130 円
	平台	1 枚	130 円
	舞台増設に係る平台 (10 枚以上)	1 式	1,200 円
照明設備	ローアーホリゾントライト	1 列	260 円
	ボーダーライト	1 列	390 円
	基本照明 A	1 式	1,100 円
	基本照明 B	1 式	2,200 円
	スポットライト	1 台	130 円
音響装置	拡声装置 (マイクロホン 2 本付き)	1 式	1,100 円
	コンパクトディスクプレーヤー	1 台	390 円
	マイクロホン	1 本	390 円
	ワイヤレスマイクロホン送受信機	1 チャンネル	650 円
映像装置	ビデオプロジェクター	1 台	1,300 円
	ブルーレイディスクプレーヤー	1 台	390 円
	モニターテレビ	1 台	260 円
その他	レーザーポインター	1 台	130 円
	持込機器に係る電気使用	1 キロワットまで ごとに	100 円

備考

- 午前 9 時から午後 5 時まで又は午後 1 時から午後 9 時 30 分まで使用する場合の利用料金の額は表に掲げる額に 2 を乗じて得た額とし、午前 9 時から午後 9 時 30 分まで使用する場合の利用料金の額は表に掲げる額に 3 を乗じて得た額とする。
- 使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超える場合の利用料金の額は、この表により算定した額に、その越える時間 3 時間までごとに表に掲げる額を加算した額とする。この場合において、使用時間に、30 分未満の端数があるときはこれを切り捨て、30 分以上の端数があるときはこれを 1 時間に切り上げるものとする。
- 実際に使用しない専ら準備、撤去若しくは練習のために使用する区分においてはこれら附属の設備の利用料金を徴収しない。